

議員提出第一号議案

おんせん県おいた観光振興条例の制定について

おんせん県おいた観光振興条例を次のように定める。

平成二十七年三月十一日提出

大分県議会議員 桜 木 博

おんせん県おいた観光振興条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 観光の振興に関する基本的施策

第一節 国内外に対する誘客活動の強化（第九条―第十二条）

第二節 魅力ある観光地の形成及び人材の育成（第十三条―第十五条）

第三節 観光旅行を促進するための環境の整備（第十六条―第十八条）

第三章 観光の振興に関する施策の推進（第十九条―第二十二条）

附則

大分県は、別府や由布院などの湧出量・源泉数共に日本一を誇る温泉、くじゅう山群などの緑あふれる山野、清らかな河川、日豊海岸などの様々な表情に富んだ海岸線等の自然、関アジ・関サバ、かぼすをはじめとする新鮮で豊かな食材などの優れた観光資源に恵まれている。

また、宇佐神宮などの貴重な歴史的文化遺産や日田市豆田町などの歴史的な町並み、地域の伝統文化に加え、ジオパークや世界農業遺産、芸術文化においては現代アートなど、新たな観光資源が生まれている。

少子高齢化の進行により地域の人口が減少し、経済への影響も大きくなる中で、観光は、観光業をはじめ、商業、農林水産業など関連する多くの産業分野に波及効果をもたらし、また交流人口の増加等によって新たな産業や雇用の創出にもつながることから、活力ある地域づくりに寄与することが期待されている。一方で、観光旅行者の需要は、個人客の増加や体験型観光、周遊観光、スポーツやビジネスのための旅行が増加するなど、従前に比べて質

量ともに大きく変化し、その内容も高度化・多様化している。

こうした中、魅力にあふれる観光地づくりを進めていくためには、豊かな自然を生かしたグリーンツーリズムなどの体験型観光を充実させることや、地域資源を保護、活用しさらに磨き上げるとともに、県内外へ向けて積極的に情報発信をしていくことが重要である。そのためには、県民が地域の歴史や文化、自然などについて理解と関心を深めることにより、生まれ育った大分県に自信と誇りを持つとともに、次世代へ豊かな地域資源と活力ある地域社会を継承していくことも必要であることから、清掃活動や観光案内など身近でできる活動を通じて県民総出でおもてなしに取り組んでいくことも大切である。

加えて、観光旅行者を迎えるのみならず、県民が観光地に出かけ、観光を楽しむことによって、生きがいや生活のゆとりを感じることもまた、観光のもたらす大きな効果であることを忘れてはならない。

ここに、私たちは、「おんせん県おおいた」のさらなる魅力の向上を目指し、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が相互に連携し協働して観光振興と地域づくりを一体的に推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、本県の観光の振興について、基本理念を定め、及び県の責務、市町村の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり及び本県の経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光事業者 宿泊業者、観光施設事業者、交通事業者、旅行業者、飲食業者、物品販売業者その他の観光に係る事業を営む者をいう。
- 二 観光関係団体 観光事業者及び行政機関で構成する団体その他の観光に係る活動を行う団体をいう。
- 三 県民等 県民、観光事業者、観光関係団体その他の地域社会を構成するものをいう。

(基本理念)

第三条 観光の振興は、地域における主体的な取組を尊重しつつ、県、市町村及び県民等が

それぞれの役割に応じて相互に連携して一体的に取り組むことにより行われなければならない。

2 観光の振興は、観光産業が商業、工業、農林漁業等の産業と関連を有しており、地域経済の活性化及び活力に満ちた地域社会の持続可能な発展に寄与するものであるという認識の下に行われなければならない。

3 観光の振興は、県民一人一人が歴史、文化、食、自然、温泉その他の地域が有する資源に対する理解と関心を深めるとともに、それらの資源を観光資源に磨き上げ、活用し、及び保護することにより行われなければならない。

4 観光の振興は、不断の創意工夫により、多様化する観光需要に積極的に対応することが重要であるという認識の下に行われなければならない。

5 観光の振興は、県民が生きがいを創出し、健康的でゆとりのある生活を実現する上で観光が重要な役割を果たすという認識の下、県民の観光旅行の促進を図ることにより行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民等による観光の振興のための自主的な取組の促進を図るため、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、市町村との連携を図りつつ第一項の施策を実施するとともに、市町村が行う観光の振興に関する施策について、必要な支援を行うよう努め、及び広域的な見地からの調整を行うものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の区域の特性を生かしつつ、広域的な見地を持ちながら観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、地域の資源を活用した魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、観光旅行者の受入れを推進するため、その一人一人がおもてなしの心を持って、観光旅行者を温かく迎えるよう努めるものとする。

3 県民は、観光の振興の重要性についての関心と理解を深めつつ、観光の振興のための取組を自主的に行うとともに、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）

第七条 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの創意工夫により観光旅行者の満足度の向上及び安全の確保に努めるものとする。

2 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光関係団体の役割）

第八条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光事業者間の連携の促進を図りつつ、観光情報の発信その他の観光の振興に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 観光の振興に関する基本的施策

第一節 国内外に対する誘客活動の強化

（国内からの観光旅行者の来訪の促進）

第九条 県は、国内からの観光旅行者の来訪の促進を図るため、観光旅行者の需要の高度化に対応した観光素材の提供その他の誘客活動の実施、全国的な規模又はこれに準ずる規模で開催される行事の誘致の促進等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（外国人観光旅客の来訪の促進）

第十条 県は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、本県の観光資源を活用した海外における誘客活動の実施、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進、外国人観光旅客の受入体制の整備等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（観光情報の発信）

第十一条 県は、国内外からの観光旅行者の来訪の促進を図るため、広報誌、インターネットその他の多様な方法による本県の魅力に関する情報発信の充実に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（広域的な連携の推進）

第十二条 県は、県の区域を超えた課題への対応及び効果的な誘客活動の実施を図るため、九州地方の各県をはじめとする近隣の県等との連携及び交流の推進に必要な施策を講ずる

よう努めなければならない。

第二節 魅力ある観光地の形成及び人材の育成

(地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

第十三条 県は、地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、観光資源の発掘、育成、保護等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、観光需要の多様化に対応した新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、農林漁業等に関する体験活動を通じた交流を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進を目的とする観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及及び促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十四条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲を有する者の知識及び能力の向上等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(県民への情報及び学習機会の提供)

第十五条 県は、県民の地域の魅力に対する理解が観光振興に参画する意欲につながることを踏まえ、県民及び歴史、文化、自然等に関する教養が観光旅行への興味につながることを踏まえ、県民の観光振興及び観光旅行に対する関心を高めるため、歴史、文化、自然等に関する情報及び学習機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 観光旅行を促進するための環境の整備

(観光地における良好な景観の形成)

第十六条 県は、観光地における良好な景観の形成を図るため、市町村が行う景観づくりの取組に対する支援等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(観光旅行者の利便の増進)

第十七条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障がい者、外国人等の全ての観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備の促進、これらの利便性の向上、交通拠点と観光地を結ぶ二次交通をはじめとする交通機能の充実、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(交通基盤の整備)

第十八条 県は、観光の振興に資する交通基盤の整備を図るため、道路及び港湾の整備その

他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三章 観光の振興に関する施策の推進

（観光振興基本計画）

第十九条 知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「観光振興基本計画」という。）を定めなければならない。

2 観光振興基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光の振興に関する目標

二 観光の振興に関する施策についての基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、観光振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、観光振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。

（統計調査その他の調査）

第二十条 県は、観光の振興に関する施策の策定及び実施に資するため、統計調査その他の必要な調査を行うよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第二十一条 県は、市町村及び県民等と連携し、及び協働して観光の振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第二十二条 県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に定められている観光の振興に関する県の基本的な計画であつ

て、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第十九条第一項の規定により定められた観光振興基本計画とみなす。

理 由

観光の振興について、基本理念、県の責務、市町村の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本的な事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、活力ある地域づくり及び本県の経済の発展を図るため、条例を制定したので提出する。